# 介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

# ①地域単価

地域	藤沢市(4級地)
地域単価	10.54円

# ②基本料金(日額)

7h以上8h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	753	794 円	1,588 円	2,381 円	
要介護2	890	938 円	1,876円	2,814 円	
要介護3	1,032	1,088円	2,176 円	3,264 円	
要介護4	1,172	1,236 円	2,471 円	3,706円	
要介護5	1,312	1,383 円	2,766 円	4,149円	

#### 6h以上7h未満

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	678	715 円	1,430 円	2,144 円	
要介護2	801	845 円	1,689 円	2,533 円	
要介護3	925	975 円	1,950円	2,925 円	
要介護4	1,049	1,106円	2,212 円	3,317円	
要介護5	1,172	1,236 円	2,471 円	3,706 円	

# 5h以上6h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	657	693 円	1,385円	2,078 円	
要介護2	776	818 円	1,636 円	2,454 円	
要介護3	896	945 円	1,889円	2,833 円	
要介護4	1,013	1,068円	2,136 円	3,204 円	
要介護5	1,134	1,196円	2,391 円	3,586 円	

#### 4h以上5h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護日	436	460 円	919 円	1,379円	
要介護2	501	528 円	1,056円	1,584 円	
要介護3	566	597 円	1,193 円	1,790円	
要介護4	629	663 円	1,326 円	1,989 円	
要介護5	695	733 円	1,465 円	2,198円	

# 3h以上4h未満

	単位数	自己負担(I割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護Ⅰ	416	439 円	877 円	1,316円	
要介護2	478	504 円	1,008円	1,512円	
要介護3	540	570 円	1,139円	1,708円	
要介護4	600	633 円	1,265 円	1,898 円	
要介護5	663	699 円	1,398円	2,097 円	

#### 2h以上3h未満

心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に、2h以上3h未満のサービス提供を行った場合は、4h以上5h未満の単位数×70%の単位数を算定します。

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正 になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。 ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合が あります。

# 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

# (以下余白)

# 介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

# ①地域単価

地域	藤沢市(4級地)
地域単価	10.54円

# ②各種加算

加算の名称	単位数		備考		
加升砂石机	平位奴	( 割)	(2割)	(3割)	用づ
入浴介助加算(I)	40	43 円	85 円	127 円	
個別機能訓練加算(I)イ	56	59 円	118 円	177 円	
若年性認知症利用者受入加算	60	64 円	127 円	190 円	
送迎減算	-47	-50 円	-99 円	-149 円	
サービス提供体制強化加算(III)	6	7円	13 円	19 円	
介護職員等処遇改善加算(II)	か月に利用	したサービスの	総単位数に対し	て加算(9.0%)	

- ※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。
- ※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合が あります。

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

- ①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)
- ①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

# (以下余白)

# 介護保険の各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。
入浴介助加算(I)	〇入浴介助を行った場合
	○入浴介助に関する研修を行った場合
	専従の機能訓練指導員として従事する理学療法士等を 名以
	上配置したうえで、機能訓練指導員等が作成した個別機能訓
個別機能訓練加算(I)イ	練計画に基づいて理学療法士等が機能訓練を適切に提供して
	いること。当該計画は3か月に1回以上、利用者の居宅に訪問
	し必要に応じて見直しを行う。
若年性認知症利用者受入加算	65歳の誕生日の前々日までの利用者に対し、個別の担当者を
	定めて、その者を中心にサービス提供を行った場合。
送迎減算	事業所の送迎を利用しない場合(片道)
	事業所において、前年度における、介護福祉士の占める割合
サービス提供体制強化加算(III)	が40%以上、又は勤続7年以上の直接提供職員の占める割合
	が30%以上である場合。
	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤
介護職員等処遇改善加算(II)	務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる
	改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・
	ベースアップ等のための加算

# 保険の対象とはならない費用一覧(2024年10月1日以降)

名称	内容	備考
食費	昼食代700円	
K A	おやつ代・飲み物代50円	
	利用日の前営業日の営業終了時間(17時30分)まで	
キャンセル料	に右記の連絡先に連絡がない場合、750円(昼食	0466-29-5551
	代・おやつ代・飲み物代)を徴収します。	
日常生活費	実費	

(以下余白)